



学校教育における多様な性の取り扱いに関する一考察

著者	石? ちひろ
雑誌名	学校経営学論集
号	5
ページ	14--23
発行年	2017-02-28
URL	http://hdl.handle.net/2241/00145565

学校教育における多様な性の取り扱いに関する一考察

石崎 ちひろ

1. 問題の所在

2014年6月13日の文部科学省の発表によれば、性同一性障害に関する教育相談等の件数は606件である。この件数は、児童生徒が望まない場合には回答を求めないこととし、学校が把握している事例を任意で回答するものであるため、実際に学校にはこの件数よりも多くの性同一性障害を有する者やその可能性がある者が在籍している可能性がある。

先の調査を受けて、文部科学省では2015年に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」が通知されたが、具体的な対応のあり方について、さまざまな質問が寄せられ、2016年4月には「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」が発行されるに至った。しかし、この通知のあとにも、教職員は性同一性障害などの性に関わる問題について、その内容理解が不十分だと感じていたり、教える方法がわからない、適切な教材がないと感じている教員が多くいることも明らかになった¹。こうした現状をみると、自身の性について悩みをもつ児童生徒に対する指導の重要性や、その在り方について理解を深める方法は、発展途上であるといえる。

そこで本稿では、まず、「多様な性」について議論されるようになる前段階として、ジェンダー論がどのように展開し、学校教育にはどのような影響を与えてきたのかを確認する。そのうえで、「多様な性」の内容を把握したうえで、学校における指導について検討することを目的とする。

2. ジェンダー理論の展開

2. 1. ジェンダー概念への着目

ジェンダーとは、一般的に「文化的・社会的性差」²とされ、例を挙げれば、女性は結婚したら、家庭に入り家事をするべきである、子どもを産み育てるのが女性の役割である、男性は堂々と行動しなければいけない、男性は人前で泣かない、といったものである。これらの例から理解できるように、生物学的性差（sex）とは区別される概念である。

ジェンダーという考え方が見出されたのは、1960年代から70年代にかけて、世界的規模で起きた女性解放運動（ウーマン・リブ）の中である（上野 2002：p. 2、矢澤 1999）。同運動では、実質的な男女平等、女性の地位向上や権利の獲得を求めて活動が展開された。その中で、女らしさや女性の性、結婚、家族の中の役割への固定観念の問い直しを迫ったのである。

¹ 朝日新聞「(三重) LGBT『知識と意識の向上必要』教員意識調査」2016年7月27日

² 三省堂ウェブディクショナリー「ジェンダー」（最終閲覧 2016年12月16日）

<http://www.sanseido.net/User/Dic/Index.aspx?TWords=%e3%82%b8%e3%82%a7%e3%83%b3%e3%83%80%e3%83%bc&st=0&DORDER=&DailyJJ=checkbox&DailyEJ=checkbox&DailyJE=checkbox>

女性の地位向上が志向されたこの時期は、世界的には、男性らしさ/女性らしさに対するまなざしだけではなく、様々な性の在り方や権利を問う動きも表出していた。たとえば、アメリカなどでは、人種や民族の誇りを強調した社会運動の高まりを背景として、同性愛者の市民的権利を求める運動が盛んに起こった。1978年には、女性同性愛者と男性同性愛者の国際協会（ILGA）が発足し、現在ではおおよそ125か国から1200以上の組織が加盟している。これに関連して、同性愛者の権利を求める中で、クイア（queer）理論が生まれた。クイアとは、侮蔑的な意味合いを持つ言葉であるが、1980年代に、女性同性愛者と男性同性愛者が自分たちを特徴づける言葉として使われるようになった。ギデンズ（2009：p.467）は、クイア論者は、思考の背後にある異性愛を当然視する想定に疑義をさし挟むために、非異性愛者の声を議論の中心に据える必要があると考えているとする。しかし、現在では、クイアの解釈は、非異性愛者のことを指し示すというよりも、自分自身の性がどのようなものなのかを探っている状態をさすこともある³。

2. 2. 我が国での展開と学校教育への影響

一方でわが国では1972年に勤労婦人福祉法が制定され、1985年に女子差別撤廃条約が批准された。この動きもあり、同年にはこの法律は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（男女雇用機会均等法）として改正され、さらに1999年には男女共同参画社会基本法が制定された。こうした制度変革からも明らかなように、それまで男性と女性の間で作られていた差をなくしていくこと、男性と同等の権利を持ち、女性が社会で活躍していくことが目標とされていた。

学校教育に関しては、教科書に女性の登場が少ない、もしくは登場しても性別役割分業に則った描かれ方がされている、家庭科は男性が学ばない教科として正当に位置づいている、といった「隠れたカリキュラム」について、1970年代から批判がなされてきた（たとえば佐藤1977、原他2004、河野他2014）。1989年の学習指導要領改訂に伴って家庭科が男女共修となり、学校教育での作られた性差をなくしていこうとする試みだったジェンダーフリー教育は注目を集めることとなる。そうして、男女混合名簿の提唱・実践などが行われたのだが、東京都日野市の七生養護学校で行われた性教育が過激であるとの報道を契機として、ジェンダーフリー教育が過激な発想に基づくものだとする批判（バックラッシュ）が起こる。ジェンダー研究者からはさまざまな反論が提示されたが（木村2005、上野他2006）、結局、ジェンダーフリー教育のマイナスイメージの払しょくは限定的なものにとどまったといえる。

2. 3. 多様な性の様相

近年のクイアの議論が示すように、男性か女性かの生物学的性のみではなく、さまざまな性アイデンティティが存在する。たとえば、ローバーは、10種の性的アイデンティティ

³ USATODAY, *What does the Q in LGBTQ stand for?*, July 22, 2016 (accessed 2016-12-24) <http://www.usatoday.com/story/news/nation-now/2015/06/01/lgbtq-questioning-queer-meaning/26925563/>

を示している（異性愛の女性、異性愛の男性、同性愛の女性、同性愛の男性、両性愛の女性、両性愛の男性、男性の服装をする女性、女性の服装をする男性、女性に性転換した男性、男性に性転換した女性）⁴。近年では、性アイデンティティについて、「からだの性（生物学的性）」「こころの性（性自認）」「好きになる性（性的志向）」の3つの要素で成り立つと考え、それらの組み合わせで自らの性アイデンティティを規定する方法が紹介されている（薬師他 2014）。ローバーが示したアイデンティティ以外には、表1のような分類が存在する。

多様な性を議論する際には、LGBT（Lesbian/Gay/Bisexual/Transgender）と表記することが多いが、いわゆるLGBTに加えて上記した分類は代表例である。個人差があるため、実際にはこれ以上の性的アイデンティティが存在している。

表1 セクシャリティの主な名称と詳細
（薬師他 2014 : pp. 6-12 より筆者作成）

セクシャリティ	詳細
トランスジェンダー （性同一性障害）	からだの性と心の性が一致しない状態を指す。性別適合手術を望む者、望まない者のどちらも含まれる。また、こころの性が、男性・女性のいずれかに認識していない状態も含まれる。 医学的には、「生物学的性別（sex）と性の自己意識（gender identity）とが一致する性を求め、時には生物学的性別に持続的な違和感を持ち、自己意識に一致する性を求め、時には生物学的性別を己の性の自己意識に近づけるために性の適合を望むことさえある状態」と定義されている ⁵ 。
性分化疾患 （インターセックス）	出生時のからだの性別が男女いずれかにはっきり区別できない状態。最近では、医学的に緊急の手術が必要でなければ、本人の意向が確かめられる年齢まで待ち、治療するかどうか自己決定を尊重する傾向にある。
全性愛（パンセクシャル）	すべてのセクシャリティの人が恋愛や性愛の対象となる者。
無性愛（アセクシャル）	いかなる他者も恋愛や性愛の対象とならない者。
異性愛（ヘテロセクシャル）	心の性が女性の場合に男性を、心の性が男性の場合には女性が恋愛や性愛の対象となる者
クエスチョニング	自分自身のセクシャリティを決められない、わからない、またはあえて決めない者

⁴ Lober, J. 1994, *Paradoxes of Gender*, Yale University press ただし、ギデンズ（2009）『社会学第5版』p. 449 から重引。

⁵ American Psychiatric Association, *Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders: Dsm-5*, 2013. ただし、薬師他（2013）を重引。

2015年4月に、「電通ダイバーシティ・ラボ」が全国69,989名を対象に、LGBTを含む性の少数者に関する調査を行い、LGBTなどの性的少数者に該当する人は7.6%で、人口比率で考えると、約13人に一人の割合になる（薬師2016a:p.7）。

3. 学校教育における多様な性の取り扱い

3.1. 性同一性障害の児童生徒の基本的対応方針の明示

しかしながら、性同一性障害者が社会的な不利益をこうむっており、それを解消するための立法による対応が求められていたことを背景に、2004年7月「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行された。2010年には、事務連絡「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」が発出された。具体的には、2008年に性同一性障害の児童の学校での取り扱いについて報道がなされたことを受けて、「各学校においては、学級担任や管理職を始めとして、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員等が協力して、保護者の意向にも配慮しつつ、児童生徒の実情を把握した上で相談に応じるとともに、必要に応じて関係医療機関とも連携するなど、児童生徒の心情に十分配慮した対応をお願いいたします」と通知された。

3.2. 実態の把握

その後2013年におこなわれた「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」（以下、2013年調査と記載）では、上記のように性同一性障害に関する教育相談等が少なくとも606件あったことが報告されている。調査では、特別な配慮をしているか否かを必ず問うているが、配慮をしている事例は約6割、配慮をしていない事例は約4割で、特に配慮をしていない場合には児童生徒本人が特別な配慮を求めていること等を踏まえてあえてしていない事例もあるようだとしている。

また、現状についての自由記述では、複数見られた記述として、「周囲も受け入れており、特に問題無く生活している」、「家庭の理解を得ている」との回答もあれば、「不登校状態となっている。保健室に通うことが多い」、また、「家庭の理解が得られない、もしくは、理解するも受け止めるまでには至っていない」との回答もあるように、比較的問題が起きていない場合と、難しい対応を迫られている場合とに分かれていることが推察される。

さらに、現状や課題として「性同一性障害なのか一過性の気持ちなのか、本人の考えも揺れ動いており、性の不一致に悩んでいる」、「ホルモン治療を勝手に始めてしまった事例があることも踏まえ、本人が正しい知識を学べる場の提供」、「卒業後の進路・就職へのつなぎ方」など、教育の専門を超えた課題に対処しなければいけない状況が生まれていることが推察できる。本来ならば、専門の医師やカウンセラーなどに指示を仰ぐべきであろうが、ある個別事例では、「専門機関が少なく受診することが難しい」といった地域的な資源の限界を感じさせる声もある。

そのほか、課題としては、「教員の中でも偏見を持ったり、不用意な発言があったりということがあったため、研修等の必要性を感じる」と、教員が多様な性について十分に理解する必要があることを述べる声も存在している。

3.3. 具体的な対応方法に関する明示

この調査ののち、2015年4月には、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」が通知され、学校での支援では、学校内外にサポートチームを作り、支援委員会（校内）やケース会議（校外）などを適宜開催することや、医療機関との適切な連携の他、卒業証明書等については、「指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること」とされた。

また、2013年調査で示された現状に関わって、保護者が性同一性に関する悩みを受容している場合には保護者との緊密な連携が必要だと指摘する一方、容認していない場合においても「学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止等を進めることを目的として、保護者と十分話し合い可能な支援を行っていくことが考えられる」とした。ほかに、教育委員会の支援として、人権教育担当者や生徒指導担当者、養護教諭を対象とした研修のほか、学校医やスクールカウンセラーの研修等で性同一性障害等を取り上げることを例示している。

各学校の支援の事例としては、表2の項目を挙げている。これらの項目は、2013年調査時に各学校で行われている支援を複数選択で回答した内容のうち、一部が項目間で移動ま

表2 性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例
(文部科学省2015より引用)

項目	学校における支援の事例
服装	<ul style="list-style-type: none"> 自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	<ul style="list-style-type: none"> 標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
更衣室	<ul style="list-style-type: none"> 保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	<ul style="list-style-type: none"> 校内文書（通知表を含む。）を児童生徒が希望する呼称で記す。 自認する性別として名簿上扱う。
授業	<ul style="list-style-type: none"> 体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	<ul style="list-style-type: none"> 上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	<ul style="list-style-type: none"> 自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	<ul style="list-style-type: none"> 1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

たは削除されるなどの改訂がなされている。特に2013年調査で抽出された、学用品での「名前シールなどの男女の色分けをできるだけ避ける」「自認する性別のスリッパ着用を認める」、授業（体育および保健体育以外）の項目で、「男女混合グループを作り発言しやすい環境を整備する」、呼称の工夫に該当する内容であった「公式行事では通称で呼ぶ」が削除されている。

この通知から1年後の、2016年4月には、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」が発行された。この資料の位置づけとして「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応等についての教職員の理解に資するよう活用されることを期待して」作成されたものである。また2012年8月28日に閣議決定された「自殺総合対策大綱」の自殺を予防するための当面の重点施策の3点目に挙げられた「早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する」の中で、「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する」（p.16）とされていることについても新たに書き加えられている。

巻末には、この1年間で寄せられた代表的な質問とその回答がQ&A方式で掲載されている。このQ&Aの内容は、大きく3点に分類できる。第一に、サポートチーム、支援委員会、ケース会議の違いや新たに組織を立ち上げるべきかといった確認的な質問である。第二に、学校種ごとに性同一性障害か否かの診断が異なるのはなぜなのか、医療機関受診のタイミングといった教育の専門知識では判断が難しい疑問である。第三に、教育における性同一性障害等の位置づけに対する疑問である。この第三の分類に該当すると考えるQ&Aは、表3の通りである。

このQ&Aの1点目は、特定の児童生徒を特別扱いしてしまうことによって、他の児童生徒への対応に結果として差が生じることに對し、どのように考えればよいのか、との疑問である。それに対する回答は、「他の児童生徒への配慮が必要」としながらも、具体的にどのような配慮があるのかがトイレの使用方法についてであり、ちぐはぐな内容となっている。また2点目の問いに対しては、「適切な対応」「指導の目的（略）等を適切なものとしていく」といったあいまいな見解しか述べられていない。

現段階では、国主導でのLGBTなどの多様な性をめぐる研修は用意されておらず、各都道府県教育委員会や学校での自助努力をするほかない状況にある。一部の大学では、教員免許状更新講習の講座⁶として開講されているものの、取り組みに差が出てくるのは避けられない状況にあるといえる。

⁶ 2016年度の教員免許状更新講習では、四国学院大学や宮崎大学、九州産業大学などの大学でLGBTに関する講座が開かれているが、正確にどのくらいの大学で講座が設けられているかは不明である。

表3. 教育における性同一性障害等の位置づけに関わる Q&A

(文部科学省 2016 : pp. 8 - 9 より筆者作成。下線は筆者)

質問	回答
<p>性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡についてはどのように考えれば良いのですか。</p>	<p>性同一性障害に係る児童生徒への対応は重要ですが、その対応に当たっては、<u>他の児童生徒への配慮も必要</u>です。例えば、<u>トイレの使用について、職員用トイレの使用を認めるなど</u>、他の児童生徒や保護者にも配慮した対応を行っている例があります。</p> <p>このように、<u>性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒や保護者への配慮の均衡を取りながら支援を進める</u>ことが重要です。</p>
<p>性自認や性的指向について当事者の団体から学校における講話の実施の申し出があった場合等、こうした主題に係る学校教育での扱いをどのように考えるべきですか。</p>	<p>一般論として、性に関することを学校教育の中で扱う場合は、児童生徒の発達の段階を踏まえることや、教育の内容について学校全体で共通理解を図るとともに保護者の理解を得ること、事前に集団指導として行う内容と個別指導との内容を区別しておく等計画性をもって実施すること等が求められるところであり、<u>適切な対応が必要</u>です。</p> <p>他者の痛みや感情を共感的に受容できる想像力等を育む人権教育等の一環として、性自認や性的指向について取り上げることも考えられますが、その場合、特に義務教育段階における児童生徒の発達の段階を踏まえた影響等についての<u>慎重な配慮を含め、上記の性に関する教育の基本的な考え方や教育の中立性の確保に十分な注意を払い、指導の目的や内容、取扱いの方法等を適切なものとしていくことが必要</u>です。</p>

3.4. 当事者から求められる学校での対応方法

このような状況の中で、多様な性を含めすべての子どもがありのままの自分で大人になることができる社会の実現を目指し活動する特定非営利活動法人 ReBit の代表理事を務める薬師 (2016b : p. 7) は、自身の経験も踏まえながら、教員にはまず『子どもたちが相談しやすい環境』をつくっていただきたいとお話しています」と述べている。

具体的には、子どもが相談しやすい教員として以下の要素を挙げている (薬師他 2013 : pp. 104-105、薬師 2016b : pp. 7-8)。

① 普段から子供の話を丁寧に聞いてくれる

生徒が自分の性的アイデンティティを話すのは勇気がいることであり、だからこそ日常から話を聞いてくれる教員かどうか、相談がしやすいか否かを決めることになる。

② LGBT を笑いの対象にしない

小学校高学年～高校生までのアンケートでは、8～9割の児童生徒が「ホモ」「おとこ

おんな」など多様な性を揶揄する言葉を教育現場で聞いている。その際に教員が注意できるかが相談できると感じるかどうかのポイントになる。

③「男性/女性だけじゃない」を知っている

「男の子だから」などと言わない教員や、「男・女」の記載欄について、「男だと思う人は男に丸を、女だと思う人は女に丸を、それ以外だと思う人は真ん中に丸を」などと男女以外の性別に配慮する先生には相談しやすいといった事例もある。

④必ずしも「異性」が恋愛対象になるわけではないことを知っている

異性を好きになることを当然とせず、また「みんな結婚して親になる」など決めつけず、色々なスキの形があることを踏まえ、たとえば「愛する人」「パートナー」といった言い方をする。

⑤「LGBTを知っている/知りたいと思っている」を伝えてくれる

ホームルームでLGBTの話をする、学級通信でLGBTにふれる、LGBTの本を学級文庫におくなど。

⑥民族、文化、家族への理解が深い

LGBTに限らず、人の多様性に配慮している。

薬師が挙げた要素のうち、特に①と⑥については、多様な性を持つ児童生徒のみの対応というよりも、どの子供への教育を考えてもあてはまる視点であり、今後の学校教育の在り方を考えていくうえで、再考しなければならない視点となろう。

4. 考察

薬師は、ほかにも、カミングアウトされた際に取りべき対処方法や、多様な性という視点で見たときの学校教育の改善点について、各項目（トイレや、学校体育の仕方、健康診断、宿泊行事、学校行事など）で検討している。本稿では、各項目の検討内容を詳細に明らかにすることが目的ではないが、それらの検討内容は、上記の内容と同様に「性」という点に限らず、あらゆる点で一人一人の生徒の多様性を尊重した学校教育の追求が必要であることを示唆している。

ほかにも、多様な性を理解することを企図した国内外の授業実践を検討する論文は散見されるが（たとえば戸口・葛西 2016）、どのような内容を教えているのかを概略するにとどまり、多様な性を学校教育で扱っていく意味や、それを受けて学校教育がどのような方向性に向かっていくべきなのかを論じているものはわずかである（たとえば安川・門田 2015）。

そうした視点以前に、LGBTとタイトルがつく本の中には、推測に基づいた情報⁷が含まれ、また対症的な指導にしかつながらないようなものも存在している。こうした書籍が氾濫することにより、多様な性をもつ人々の理解をさらに遠いものにするのはもちろん、

⁷ たとえば、はたさちこ・藤井ひろみ・桂木祥子編著『学校・病院で必ず役立つLGBTサポートブック』保育社、2016年では、LGBTが多く就く職業を引用参考文献なく措定していたり、若年層の場合には女子校や男子校に、共学校よりも多くのLGBTがいるとの憶測に基づく情報が断定的に書かれたりしている（p. 15）。

学校教育の改善につながらないことは言うまでもない。

推論や憶測に基づく著作はもちろん、多様な性をめぐる問題に対して対処療法的な視点で研究を進めることが進めば、2000年代に起きたジェンダーフリー教育に対するバックラッシュと同様の現象が起きる可能性も危惧される。

そもそもジェンダーフリー教育は、多様な性についての教育でも見出されるように、すべての児童生徒が性別に縛られることなく活躍できるような教育を目指して本来は進められてきた。しかしながら、隠れたカリキュラムがどのようにつくられ、どのようにすれば改善されるか、といった本質的な議論がないままに男女混合名簿などの形式化した活動ばかりがクローズアップされ、先述した七生養護学校での性教育に対する誤解をきっかけに、ジェンダーフリー教育は下火になっていったのである。

ジェンダーフリー教育の例から明らかなように、多様な性にまつわる教育についても、単に多様な性の種別に囚われることなく、性の問題を抱える子どももそうでない子どもも自己肯定感を育みながら学校生活を送ることができるようにするにはどうすればよいのか、という視点から学校教育や自身の教育実践を捉えなおす必要がある。

しかし教員それぞれが、実践を捉えなおすにはあまりに時間がないことは依然として問題である。薬師が指摘した、「普段から子供の話をじっくり聞く」ための時間を確保することが、現在の学校教育では最も難しい。安川・門田（2015）では、多様な性以外にも取り組むべき重要課題があり後手になってしまっているとの声がある。時間が取れない中で、多様な性の問題に「適切に対応する」ことは、本当に可能なのか。教員の働き方を含めたさらなる検討が必要である。また、学校の体制ができていないとの声（安川・門田 2015）からも、多様な性の問題だけではなく、学校教育全体を包括して問題を捉える必要性がある。

引用参考文献

- ・アンソニー・ギデンズ（2009）松尾精文・西岡八郎他訳『社会学第5版』而立書房
- ・上野千鶴子（2002）「ジェンダー研究への誘い」宇留間和基編集『ジェンダーがわかる。』朝日新聞社、p. 5
- ・上野千鶴子・宮台真司・斎藤環・小谷真理（2006）『バックラッシュ！なぜジェンダーフリーは叩かれたのか？』双風社
- ・加藤慶・渡辺大輔編（2012）『セクシャルマイノリティをめぐる学校教育と支援 増補版～エンパワーメントにつながるネットワークの構築にむけて～』開成出版
- ・金井景子（2012）「セクシャル・マイノリティ問題に関する教師の『当事者性』と『聴く力』—DVD『先生にできること—LGBTの教え子と向き合うために』政策を手がかりにして—」早稲田大学ジェンダー研究所紀要『ジェンダー研究21』第2巻、pp. 9-28
- ・河野銀子・藤田由美子編著（2014）『教育社会とジェンダー』学文社
- ・木村涼子（2005）『ジェンダー・フリー・トラブル』白澤社
- ・厚生労働省「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」（2012年8月28日閣議決定）p. 16（最終閲覧2016年12月24日）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaiho-kenfukushibu/honbun.pdf>

- ・佐藤洋子（1977）『女の子はつくられる』白石書店
- ・電通「電通ダイバーシティ・ラボが『LGBT 調査 2015』を実施— LGBT 市場規模を約 5.9 兆円と算出—」<http://www.dentsu.co.jp/news/release/2015/0423-004032.html>
（最終閲覧 2016 年 12 月 24 日）
- ・戸口太功耶・葛西真記子（2016）「性の多様性に関する教育実践の国際比較」『鳴門教育大学学校教育研究紀要』第 30 号、pp. 65-74
- ・原ひろ子・蓮見音彦・池内了・柏木恵子（2004）『ジェンダー問題と学術研究』ドメス出版
- ・文部科学省「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（最終閲覧 2016 年 12 月 24 日）http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm
- ・文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」pp. 8-9（最終閲覧 2016 年 12 月 24 日）http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf
- ・薬師実芳・笹原千奈未・古堂達也・小川奈津己（2014）『LGBT ってなんだろう？ からだの性・こころの性・好きになる性』合同出版
- ・薬師実芳（2016a）「LGBT への学校対応の重要性」『月間生徒指導』2016 年 8 月号、学事出版、pp. 6-11
- ・薬師実芳（2016b）「LGBT の子の悩みに学校ができること」『月間生徒指導』2016 年 9 月号、学事出版、pp. 6-11
- ・矢澤澄子（1999）「女たちの市民運動とエンパワーメント ローカルからグローバルへ」鎌田とし子・矢澤澄子・木本喜美子編『講座社会学 14 ジェンダー』東京大学出版会、pp. 249-251
- ・安川優・門田文（2015）『性の違和感や迷いを感じる児童生徒』に関する学校の現状『大阪大学紀要』第 V 部門第 64 巻第 1 号、pp. 90-115